

ハリントンの政治制度原理に関する一研究

倉 島 隆

○目次

第一節 序論

第二節 政治制度原理論の背景……『政治の格言』を中心に……

第三節 政治制度原理論……『政治のシステム』を中心に……

〔一〕 政治制度原理総論

〔二〕 政治制度原理各論 [五つの統治部門]

〔三〕 政治制度原理の結び (統治管理 [Administration] ないし国家理性 [Reason of State])

第四節 結論

第一節 序論

J・ハリントンの『オシアナ共和国』〔以下、『オシアナ』と略記〕構想は、「ユートピア思想」範疇に入るといわれる。例えば、その代表的な提唱者は、J・C・デーヴィスである。彼はハリントンが「理想的社会の設計の如き思想構造として、『オシアナ』と『T・モアのユートピア』は大いに共通する。それらはともに理想社会思想類型事例である」という。確かに彼のイギリス共和国構想は、理想の政治制度を規定し、その記述が架空の名称を多く使い、理想的国家を構想するという意図などの意味で、この範疇に入るであろう⁽¹⁾。しかしハリントンのそれは、実際の政策などを分析しないという悪しき意味「空想的」のそれとは異なる。例えば、ハリントンは、その国民 (the people)「実質的には「市民」の意で、本項では「」の中に含ませる」の政治参加や政治的自由を徹底的に主張するレヴェエラズらの『国民協約 [The Agreements of the People]』の国民「市民」の理想主義ないし非現実主義を批判し、自らの精緻な憲法構想を提示するからである。この両者の対比について示す表現は、G・バージェスの以下の著作において明確である。まず彼はその出発点から説き起す。

「ハリントンの名著は、……『国民「市民」の精神は、その自由に信頼されるのではなく、規定された憲法上の法ないし規則に置かれる。故にその信頼は、国民「市民」の精神ではなく、こうした法ないし規則の枠組みに置かれる』。これは、人の熱意及びその結果として内戦によって混乱にされた世界に秩序を見出そうとする者にとつての悪しき出発点ではない」⁽²⁾。ここにおいてバージェスはまず、ハリントンが国民「市民ないし庶民」の同意の絶対視や絶対的自由の主張と異なることから論じはじめ、かつその秩序の重要性が彼の論拠であることを確認する。続いて彼は、

自分とレヴェラーズとの対比を実名で具体化する。

「われわれが次のような基本法的立憲主義と呼び得る、本質的にはこの提唱者達であったレヴェラーズのアプローチとハリントンのそれとを対比することには価値がある。即ち、レヴェラーズの立憲主義において、主権的代表「ないし代議院」は、『基本』とみなされた法において奉られる基本権や衡平原理と矛盾する権威の欠如によってしか制限されなかつた^③」。こうしてバージエスは、その「基本的立憲主義」という制度的概念によって、ハリントンとその悪しき意味のユートピア的レヴェラーズとの相違を明確した。確かにハリントンにおいて共和国の執行部「特に頂点にある統治官達」に対して短い選挙間隔や短い任期によって徹底的な制限が規定された。それにもかかわらず、彼の政治制度構想は、独裁官制度などによってその効果的対策も規定される。われわれがあえてここで再度レヴェラーズの理想主義的要素を導入したのは、最近の有力な研究者の論理によってハリントンの政治制度論の実際的な性格的側面を確認するためである。

こうしたハリントンが一七世紀のイギリス政治思想史における優れた政治制度論者であることをわれわれは、綿密的に確認している。即ち、それは、政治制度構想が、基本的な政治制度原理として、市民の自由を確保するために、人の支配「近代の知恵」ではなく法の支配「古代の知恵」を前提として論じる。その基本法ないし統治原理が、一定の価値を超えぬ農地法及び公職輪番制「主要な執行統治官達の選挙を含む」と措定した。この憲法構想は、その下で全三〇条を構成し、市民部、宗教部、軍事部、属州部などの主要部にわたってより具体的な内容を規定する。われわれは、ハリントンの基本的制度原理を、成文憲法的立憲主義、政治的議会主権主義、並びに代議院と元老院との両院制における機能的分離主義として特徴づけた^④。

われわれは、それが憲法構想として精緻にして深遠な思想を含むことを認めるが、必ずしも論理的に完全なものにして明晰性をもつと言えぬ問題も残すとみなすものである。従って本稿では、ハリントンによるより論理的に明快な『政治のシステム』(一六六一)という、より原理的な制度思想を論じる後の著作を手がかりとして、彼の政治制度原理に関する研究を構成し直すことを目的とするものである。

- (1) 『オシアナ』をユートピア思想とみなす学説には、以下の著書などが属する。J.C. Davis, *Utopia and the Ideal Society*, Cambridge, 1981, pp.1-3, etc.これに異論を唱える者は、以下のポーコックである。J. Pocock, *Politics, Language and Time*, London, 1972, etc.彼は、ハリントンのそれがマキャヴェッリの影響を受けた古典的共和主義であるなどの理由から、従来のユートピア思想とは異なることに着目する。このユートピア的論点について以下の論文等も論及する。
例えば、T.R.W. Kubik, 'How Far the Sword?', in *History of Political Thought*. Vol.19. No.2, 1998, etc.
- (2) J. Harrington, 'A Discourse upon this Saying: The Spirit of the Nation is not Yet to be Trusted with Liberty' in *The Political Works of James Harrington*, ed. J.G.A. Pocock, 1977, p.737; G. Burgess, *British Political Thought*, 2009, pp.346-7.
- (3) G. Burgess, *op.cit.*, p.347.
- (4) 拙稿、「J・ハリントンのオシアナの代議院に関する一断片」『政経研究』(第五〇巻第一号二〇一三年)、拙稿「ハリントンの平等な共和国に関する一考察」(『同上』二〇一二年)、など。

第二節 政治制度原理論の背景……『政治の格言』を中心に……

われわれは、ハリントンの主著である『オシアナ』が政治思想史におけるイギリス共和主義の古典的地位を占める

ことを確認してきた。つまり彼の主著がイギリス革命「ないし内戦と空位期」期において既に優れた理想的共和国論としての評価を得つつあり、かつその後の王政復古期などにおいてもその準正典的评价を得ていたと仮定する。例えば、それは、H・ネヴィルの主著『プラトン再生』がその簡略版としての役割も示されてきた。^①しかしながら、それは、前記のごとく、政治制度原理論として完全なものとされぬ側面も残す。それらについて『政治のシステム』の分析を通じてこの主要部を解明することが本稿の目指す目的である。その前提としてわれわれは、ハリントンの『政治のシステム』が「短くして容易な『政治の格言』から引き出され、かつ著者自身の原稿から出版された」ものであるとして表題とともに記されているがゆえに、その後者から論及せねばなるまい。^②

一六五八年にO・クロムウェル護国卿がなくなり、その後の動揺期（同年）に同じ地位に就くりチャード下で、ハリントンは、その共和国憲法構想とともにネヴィルらによって支持されていた。しかしその強烈な権力抑制論を含む構想は、共和制の終焉期に近づくにつれて、その共和国支持が挫折し、ハリントンは、再度執筆生活に戻った。その結果が『無能な政治家』及び『政治の格言』の翌年における出版であった。前者のパンフレットがM・レン『君主制の主張』に抗する反論であり、後者のものは、われわれが本稿で扱うものであったという。これは、統治一般に関する短い一二〇項目による格言形態の提案である。これらは、ハリントンの『オシアナ』の主張を、面白みか或いは簡潔な要約によるかのいずれかによってより広範な読者に訴えるものであった。^③

確かにわれわれは、それが最も高邁な現世における「平等にして秩序立った共和国」であるという『オシアナ』の理念と類似する内容であると認める。しかし本稿は、それが彼の政治制度原理論の完成版と仮定する『政治のシステム』の前提となり、かつその体系上その論理を捉える必要があるが故に、政治制度原理論的アプローチからそれを総

括することとなる。われわれは、その『政治の格言』を検討する段階に達している。⁽⁴⁾ 本項は、それを(1) 不死身な共和国総論、(2) 宗教問題、(3) 同盟と属州問題、(4) 市民「公民」部、(5) 軍事部、(6) 不死身な共和国の国民「ないし民会」との関係に分ける。

まずわれわれは、その不死身な共和国の総論から検討する。ハリントンはそのパンフレットの第一格言「提案」において、「国民「市民」の誤りと災禍は統治者達から生じる」⁽⁵⁾と消極的表現から説き起こす。ハリントンの基本思想は、古代の都市国家の精神から発する。確かに一七世紀半ばのイギリスは、近代国家の初期であり、古代の都市国家とは異なる。しかし彼の政治制度的思想は、その共和主義においてそれを引き継ぐものである。従ってイギリスの代表的共和主義者のハリントンは、国家が市民自治によって構成されるべきであり、その市民が主体となって民兵を構成し得るが故に、民主制ないし共和制を愛好することとなる。従って一人の支配は、人の支配に陥りがちであるが故に、その権力を市民達の主体によって構成される制度を通じて、法の支配によるべしという論理構成へと進む。これは、一方において自由主義思想の系譜を構成するが、市民武装主義をとる限り、国家への愛国心と公共精神を伴わねばならなくなる。従ってそれは、公共国家主義を有する側面を否定できず、ナショナリズム的要素を伴うものでもあろう。われわれは、とりあえずここでは共和主義思想においてその両面を内包する矛盾をもつものと措定するにとどめる。というのは本稿は、ハリントンの政治制度原理の体系的措定に焦点を絞るがゆえに、その冒頭の文章に戻ることをとする。

その権力抑制的統治者の説き起こしから、次の格言「提案」は、国民が悲惨となるのは、「統治の基礎が変えられないにもかかわらず、統治者達が上部構造を変えぬ」⁽⁶⁾場合であると説く。ハリントンの統治原理は、農地法と公職輪番

制が基本である。これは、その統治基盤「財産所有」が変化するにつれて上部「統治」構造も変化すべきであるという持論であるが故に、この主体である国民「市民」がその被害を被ってしまうということを含意する。引き続きハリントンは、それをイギリス史へとその論を具体化する。即ち、この国の以前の君主制期の統治は、不完全な法による、或いは武力による統治であった。しかし内戦期前後の君主制は、武力による統治であると結論づける。なるほどハリントンは周知のごとく、近代的主権論者であるが、ホッブズのように徹底した権力を背景としたものではない。逆に彼は、国民が「法による統治を望み」、「武力による統治を嫌う」と説く。従って国民の精神は「その自由に信頼を置くのに適合」することとなる。ハリントンの自由主義的思想は、君主制批判から共和主義的両院制論へと規定するに到る。即ち「自らの自由を信頼したイギリス国民は、もし「本来の統治原理」形式が十分であれば、決して国王を設立し得るものではなからう」と提案する。とはいえハリントンは、その国民に全て信を置くものではなく、むしろ「元老院と代議院からなる両院制」が必須であると説くこととなる。ここでもよき個人に光をあてる制度のみでは十分条件でないとも彼は、主張する⁽⁷⁾。

次の第一〇の格言「提案」は、人よりも制度形式の重要性をさらに強調し始める。まずそれは「二個人と同然な」国家ではよき君主制であり得るが、「よき共和国である得ぬ」と切り出す。さらに彼は、「安全が人々にしか結び付けられぬ所でその統治は、よき人々を悪くせしめ、安全がその統治形態と逆に依拠される所では、その統治は悪しき人々を善とせしめる」という。ここにおいてハリントンの制度論の真骨頂がある。つまりたとえ悪しき人間であったとしても、よき統治制度の下で彼らは善と成り得るとまで主張するに到ったのである。この総論部は、「秩序立った共和国において国民は、満足される⁽⁸⁾」として結論づける。

次にその第二部分においてわれわれは、宗教問題、具体的には宗教と良心の自由「市民的自由も含む」問題に移る。それは、第二一の格言「提案」から第四六の格言までを占める。しかしここではハリントンは、宗教は人間の不可欠な部分と措定し、かつ国教も最低限度の国家の政治を侵さぬ限り必要とみなす「市民宗教」論の範囲以内で展開する。⁹⁾われわれは、宗教論がハリントンの共和国構想には不可欠であるけれども、より政治的な制度論に重点を置くため、この問題への論及についてはこの程度にとどめる。

われわれは第三の同盟と属州問題に移る。これは、第四七の格言「提案」から第五六のそれまでからなる。ここでは、それは、共和国の視点から「三つの同盟の方法」があると示し始める。アテナイ「国家による国家連合諸国を従属させる」型、オランダの連盟諸州による「平等な連盟型」、及びローマによる「不平等な」型に分ける。¹⁰⁾さらにイギリスの属州関係にも論及するが、われわれの政治制度原理の根幹からやや外れるがゆえに、ここではこれ以上、論及しない。

ハリントンの秩序立った共和国制度は、一人の強力な指導力「君主制」に委ねるもの「独裁型」よりも、市民自治を基盤とし、執行行政部に対する抑制型であり、両院制からなる立法部と融合した制度「集団指導型」論に類似する。とはいえ彼のそれは、都市国家であれ近代国家であれこの国家の対外的主権を強調するが故に、他の共和国を統一する場合にそれに自治権を与えるが、この宗主国に指導権を与える属州形態を想定する。¹¹⁾

こうした視野からわれわれは、ハリントンの「共和国秩序論」へと移る。彼のそれは、周知のごとく、市民部、宗教部、軍事部、属州部から構成される。それは、ここでは市民「公民」部ないし政治機構部ともいうべき側面である。彼は必ずしも君主制を絶対的に否定するものではないが、理想的政治制度論からは除外される。彼の市民部論は、第

五八の格言から第九三のそれにまで及ぶ。ここでわれわれは、ハリントンが一六五九年というこの著作における背景を示す実名が出ていることに注目する。それは、第六一の格言において「もしG・ブース卿が行き渡っていないならば、ブースは共和制を導入したに違いないか、或いは国王を復活させたに違ひなかるう」というものにかかわる。これは、当時のR・クロムウェルによる護国卿と残部議会の復活体制に対する反乱が彼の王政主義派の下で起こされ、それを二つの体制変革としてみなした場合の彼の選択肢として示したものである。ハリントンは、これに対して後者のものであれば軍隊による統治と仮定し、前者の体制として議会による統治とみなすものである。皮肉にもハリントンは、オリヴァーの護国卿体制を君主制と同じ水準に位置付けている。¹²ここでは彼は、君主制を全面的に否定していない。しかしこれはあくまでも自らの共和制を冷静に説明する章とする一環として導入するものである、

われわれは、ここでは彼の『政治のシステム』への前提として論及する目的のゆえに、彼の両院制論としてそれに焦点を合わせる。彼は、『オシアナ』における如く、古代イスラエル、アテナイ、スパルタ、ローマ、ヴェネツィア、オランダ、スイスといった、広範な事例を導入することによって持論を展開する。ハリントンはその両院制の本質的要素を次の二つの格言によって強調する。即ち、「元老院〔上院〕の存在理由は、正しく構成された民会〔ないし代議院〕が知恵をもつ討議をなし得ぬ」ということであり、かつ「民会の存在理由は、討議のために正しく構成された元老院〔上院〕が次のようにきわめて少数にして優れた人々から構成されねばならぬということである。即ち、彼ら〔元老院へ上院〕が結果〔決議権〕をもつならば、彼らは国民の利益に従って決議するのではなく、自分達自身の利益に従って決議するからである」と。¹³

さらに彼は、その特徴を「賢明な元老院〔上院〕」と「誠実な民会〔代議院〕」という格言によって示す。続く第

七九と第八〇の格言「提案」は、ヴェネツィアの両院にかかわる。それは、ハリントンが同感を示す政治的持続可能性と安定性をもつものとして称賛する共和国である。しかしここでの両院関係では例外的に市民を代表する大評議会がジェントルマン「郷土」階級からなる元老院「上院」を設置したと説いている¹⁴。

ハリントンにおける両院制論の重要な要点は、その上下両院間の均衡にある。それは、第八一の格言「提案」から説き始められる。この最初のそれは、「最高権力をもつ、元老院「上院」ないし統治者評議会が民会を設立し、かつ全ての理由においてそれが実際的であるとしても、それを提案することは稀である」という。というのはこれは、元老院という上院にして少数者を構成するが故に、貴族制原理であり、あるべき共和制ではないとみなす。さらに第八三の格言において彼は、「民会ないし代議院が権力をもつ事項もあれば、もたぬそれもあると宣言することは、その普及機関「生来の判断能力をもたぬもの」としての下院に判断力をもたせる」ことになるが故に、両院の二つの機能上の分離による均衡を損なうとみなす。これは、生来の判断力の有無にきわめて固執し過ぎる傾向をもつ論者の性向が強いが、徹底した天性主義的側面でもあろう。ここからハリントンにおいて一方で少数者と多数者の鋭い分割主義が顕著に現れ、他方でそれと反比例して両者における能力の分割主義が強固に現れることとなる。彼のそれは、こうした両者の対照による均衡によって制度を安定させようとするものである。われわれは、これのみでは人間の悲観主義の影を強調するものとなる危険をはらむが故に、使用人でもその自立性を得る成長が期待され、かつその結果として自律性が得られれば、自由人ないし市民となり得るといふ憲法の条文規定によって補えるものと解し得る。さらにわれわれは、人間ないし国民「市民」の楽観主義的側面をそれに付け加える。それは、第八七他の格言を辿ることとなる。「国民「市民」全体の統治は、その主要部が悪しく影響されなかつたが、安全にして耐久性がなければなら

ない。これは、力を控えさせ、自然の上にそれを基礎づけさせるためである」と説く。こうした彼は、樂觀主義を続け、一党派による以外の「他の全ての統治において共和国は、人類の破壊のためではなく、特に人類の保全のためにより多く存在するが故」である。たとえ自らが四肢を病むに至ったとしても、「治癒した共和国（ヴェネツィアのごとく）は健全にして繁栄しているからであると説かれる¹⁵。

この前後からハリントンは、必ずしもうまくいかぬ共和国事例を導入し、それを克服したものを俎上にのせ始める。例えば第九一の格言「提案」は、寡頭制下のアテナイをとり上げ、「イギリスよりも諸党派による混乱、流血、及び憎悪によって際限もなく」痛めつけられ、かつ分断された事例を示す。しかしながらこのアテナイは、「四百人からなる元老院、及び五千人からなる民会の導入によって、あたかも魅力的であったかの如く、急速にそこに力と名譽」を回復させたとツキジデスの『歴史』（第八巻）を示し「つつ論じる。こうした病んだ政体を念頭にハリントンは、その解決策を論じることとなる¹⁶。

ハリントンは、こうした政体の修復問題を彼の国防制度による特別方式によってその問題の解決を図ろうとする。それは、彼の第九四の格言における「緊急措置」概念である。それは「本来の共和国が最初にその枠組みを提案し、次にそれが検討された後に、それが安全にして有効とみなされるならば、或る目的で適用し得、或いは適合し得、その家の建築モデルが決定されるときその足場に適応させるもの」の如きであるという。これらの共和国を家の建築にたとえつつ、ハリントンは、「緊急措置で決定し、かつ次にその措置に共和国の枠組みを適応させることは、人が家の支柱を設定し、かつそれによるもの」のようなものであると説く。従って彼は、後者の緊急措置が斧やハンマーによるものである如く、「統治の構築のそれが常備軍」であると主張する。周知のごとく、今日の意味での常備軍は、

兵士に食糧を与え、武装させ、かつ給与を支給するために必要な財政的・官僚制的資源を所有する国家によって維持された。しかし当時のイギリスのそれは、そうした軍隊ではなかった。従ってわれわれは、これが近代的常備軍のよくなるものよりもむしろ護衛隊的にして民兵的な国防軍を想定することとする。ここにおいてようやくわれわれは、ハリントンによる近代国家概念に近い集権的要件事項に論及が可能となる。とはいえ彼の国家概念は、対外的主権概念が基礎であるがゆえに、対外的脅威に備えるものであり、有事の際には、国民「市民」がその総力を挙げてそれに対処することとなる¹⁷。一七世紀半ばの強力なイギリス海軍力も同盟論などによって理解し得る如く、さらにその背景には当時の国防要件があることは、暗黙の了解事項となる。

ハリントンがその第九六の格言「提案」で規定する如く、「恒常的な騒音なくして或いは斧やハンマーなくして家の建築が不完全であるように、形成される統治は、「彼が理解する」常備軍「基本的な物理的強制力」の恒常的使用がなければそれ自体を支えることができない」と説かれる。とはいえ彼は、軍事部門と属州部門が正しく形成される「権力の抑制制度」とき、「共和国はいかなるそれ以上の使用も為し得ない」として自らの抑制主義を確認する。しかしそこから彼は、この「常備軍が存在するけれども、「権力抑制制度としての」統治が形成されなければ、必要な軍隊が独裁官権力をもつ」こととならざるを得なくなってしまう¹⁸。

最後にハリントンは、君主制下の軍隊と、民主制下の軍隊の区別を以下で規定する。即ち、前者のそれは、「軍が単一人物ないし貴族の報酬ないし富に基づき、存続する国家におけるもの」であるという。後者のそれは「そうでないところのもの」であり、イギリスのそれは、後者のそれであると説く¹⁹。

われわれは今、『政治の格言』の最後にして第五部分である平等にして秩序立った「イギリスの共和国における民

会」に達している。その説き起こしの格言である第一〇二の提案において、故人となった当時の国王がその財産の均衡によって国民ないし臣民に委譲された権限行使を実施しておれば、内戦や混乱に至らなかつただらうと推定する。即ち、その末尾において「国民に委譲された権力の適正にして秩序立った行使へと民会「ないし代議院」を導く党派が誰であろうとも「導くこととなれば」、直ちに安全となり、かつ永遠に有名となるう」と。さらに彼は、共和国の形成にはその国民に委譲された権力行使が理解される絶対的必要性が不可欠であると説く。即ち、その第一〇四の政治的格言「提案」が、「共和国をもつ諸国民は、きわめて少なく、かつその理由として共和国を形成する」とき、それが「必要であることを理解すべき」であるからであるという。ハリントンは、そうした共和国は、自らが想定する民主制と換言でき、それに「当然な国民の魂や自由が両院のそれぞれにのみ」である一院制であった時ないし所における如く、「動物の体に魂がある時及び所に見出し得る」こととなつてしまおう。つまりハリントンのよれば、「民主制ないし国民による平等な統治が両院からなるということとは、「立法の」技術がその資材「国民」の性質によって方向づけられ、制限され、かつ必要とされる」ことによると主張される。従つて彼によれば、「人間の魂は、神が新しい創造をなさなければ、動物の体に決してあり得ぬように、民主制に当然な魂も自由も、その元老院「上院」と民会形式のみからなる他の形式がどんなであれ、あり得ない」ということとなる。即ち、神の創造によるものが両院制であり、一院制のみでは民主制ないし平等な共和制といった神の意思にそぐわぬとまで徹底させる。ハリントンは、その次の格言において、そうした自らの持論である「正しい憲法統治形態、一体性、及び適切な均齊は大部分において創造力を進展させるもの²⁰」としてそれを高めるに到る。

この格言でハリントンは、共和国における創造力の重要性を強調する。これは、それが共和国の持続可能性をもた

らすという思想から発する。次の七つの格言は全て、この概念にかかわる。その結論は、最も賢明な民会及び元老院でさえ、こうした創造力を欠くが故に、統治政体の形成ないしその改革の唯一の立法者という優れた人物であるものを選出すると言う。周知のごとくこれは、マキャヴェッリの理論であり、ハリントンもリユクルゴスのスパルタの民主制的政治制度の樹立者の役割を継承するものである。そこへの結論にたどりつくために、彼は、第一一一の格言で「理性は、創造力と判断という二つの部分」からなると説き起す。これらは一方では決議ないし選択するためのものであり、それが民会のもつ能力である。ハリントンは判断を民会がもち、もう一方の創造力について優れた一人の人物において「最も完全²¹」であると説く。

しかしそれだけでは、統治制度の形成には不十分であるが故に、「多数の顧問官が有する」力を欠くという。これは、オシアナ憲法構想における「立法者評議会」を含意する。とはいえ彼らは、そうした創造力をもたぬとみなすが故に、リユクルゴスの創造力をもつ一人の立法者が必要であると説かれる。この立法者問題についてその第一一七の格言においてその一人の提案を容認することは、「最上の共和国の実際による²²」と規定される。我々は、これがハリントンの理想ないしユートピア的傾向を示すものであり、かつその憲法構想の実現にとって望ましいことでもあると判断する。しかしこれは、彼の集団指導的制度思想との両義性と関わる問題である。われわれは、政治制度の体系性を探る必要があるために、ここではそれに深入りしないこととする。

ハリントンは、次の結びの諸格言において秩序立った、平等な共和国の確認によって締めくくる。それは、第一一八の格言において「秩序立った」その形成には、「領土の平等ないし適切な区分の確立と同様な努力」などが役立つと規定する。彼の語用論に従えば、「平等な」という表現は主として選挙を含意する。それは、さらに「平等

な基盤で、平等な上部構造を引き上げるように形成された諸区分にはこうした選挙提案」が役立つと説かれる。これまでで明らかなく、オシアナ憲法条文の詳細は、ここでは説明されぬ。これは、われわれが彼の政治制度原理を総括するのには適する側面である。しかし彼において二つの基本法ないし統治原則が不可欠であり、ここにその基本概念によって結ぶこととなろう。さらに次の格言において、「民会〔代議院〕によってなされるような選挙が秩序立った元老院〔上院〕と民会を必ず生み出さねばならぬ」所で、故にこの「民会……が選出せねばならぬ」所で、提案者自体は何らの権力をもたぬが、「その特定にして自然権ないし生まれつきの力によって」民会ないし代議院全体は、自らの「共和国」全体を設立しかつ命じるといふ。こうしてハリントンは、代議院の至高性と選挙との関連でその平等という「民主制」原理によって、「秩序立った共和国」を理想化しようと努める。その最後の結びの格言は、『オシアナ』の憲法構想の最後の条文のごとく神との関連で結ばれる。即ち、その最高度の理念である共和国は、「一国民が要請し得、或いは神が与え得る最高度な地上の至福」であるといふ。ハリントンのよれば、古代イスラエル人達の間におけるものは、「神の支配」なるものであった。キリスト教共和国における各人は、「イスラエル共和国における各人は、実のところイスラエル人であったとは限らぬと同様にキリスト教徒であるべきであるとは限らぬが、そうしたものは（同じ理由で）キリスト教徒の間では、キリストの支配であった」といふ。ここにおいてハリントンのよる並々ならぬイギリスの理想的にして実現可能な共和国にかける強い信念が示されることとなる。⁽²³⁾

(1) C. Robbins, ed., *Two Republican Tracts*, 1969, p.68, etc.

(2) J. Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, 1977, p.833.

- (3) C. Blitzer, *An Immortal Commonwealth*, 1960, pp.54-6.
- (4) J. Pocock, ed., *op.cit.*, 1977, pp.761-779.
- (5) J. Pocock, ed., *op.cit.*, p.762.
- (6) *Ibid.*
- (7) *Ibid.*, pp.762-3.
- (8) *Ibid.*
- (9) *Ibid.*, pp.763-67.
- (10) *Ibid.*, pp.767-9.
- (11) *Ibid.*
- (12) *Ibid.*
- (13) *Ibid.*, pp.769-770.
- (14) *Ibid.*, p.772.
- (15) *Ibid.*, pp.771-773.
- (16) *Ibid.*, p.774.
- (17) *Ibid.*, pp.774-5 (J. Pocock, ed., 1992, *ibid.*, p.xix).
- (18) *Ibid.*, p.775.
- (19) *Ibid.*
- (20) *Ibid.*, pp.776-777.
- (21) *Ibid.*, pp.777-778.
- (22) *Ibid.*, p.778.
- (23) *Ibid.*

第三節 政治制度原理論……『政治のシステム』を中心に……

われわれは、前節において本節（「政治制度原理論」）の背景としてのハリントンの『政治の格言』を総括した。それは、彼の著作歴の後半に書き、かつより明確にして、自らの最後の政治制度原理をまとめる前段階のものである。これは、『政治のシステム』と同じ格言「提案」形式を継承し、それと同様に論理的には明快であり、より体系的な政治制度原理を構成するものである。ハリントンの諸著作における最初の編者である、トーランドは、それが「きわめて短くして明瞭な流儀であらゆる種類の統治の発達、傾向及びその解体理由に関する真の根源を見つけ出す」と紹介する。さらにハリントン思想に関する標準的研究書とされる『不死身な共和国』の著者にしてハリントンの『小著作集』の編者でもあるブリツァーは、次のように『政治のシステム』を評価する。即ち、それは、「多くの方法でこの著者における最も印象的な著作であり、その思想はハリントンの初期のいかなる著作よりもよく組織化され、かつそのスタイルは明快である」と。最後にわれわれは、それが最初のトーランド編の『著作集』、ブリツァー編の『小著作集』、及びポーコック編の二つの『著作集』に含まれるほどに評価されているとみなすものである。

ハリントンの高い政治思想的評価のうちの一つは、その市民的自由を論じるために古代から近代までの歴史をさかのぼって論じたことにあった。ポーコックは、それを逆説として表現した。即ち「ハリントンの逆説は、彼が理想的自由への歴史からその道を示し、かつその自由により近く示す意図によって、彼以前のいかなるイギリスの著者よりも深く歴史分析へと進めたことである」と。われわれは、本稿でハリントンによる共和主義的な市民的自由論のための政治制度の原理論を探求することにかかわる。彼は、その『政治のシステム』において自らのそれをこの主著

『オシアナ』よりもより進化した形式によって制度原理を示そうとする。ハリントンは、前者において全一〇章構成を採用する。後者は、二つの序説、一つの立法者評議会、本論を示すオシアナ共和国憲法モデル、論理的帰結の五つの章建てを構成した。これだけの内容でも前者の体系性と明晰性において、前者の体系的特徴を知ることができよう。さらにハリントンは、表題においてより抽象的なあるべき公共的「政治」概念を使っていることにもわれわれは注目する。さらに『オシアナ』は、その憲法条文規定において半数以上にわたって公職輪番制の内容が述べられている。これは、それが精緻にして詳細である利点をもつにせよ、自らの憲法規定の自動機械的な主要部を構成することとなる。われわれは、それが政治制度思想の体系性やバランス面において問題を残すとみなす。例えば、ハリントンは、憲法構想の主要部において市民「公民」(自らの政治制度の中核を構成する)部がほとんど中心であって、その他の三部について必ずしも市民部と十分に対比し得る形式をとっていない。ハリントンは、それを整理しようとした形で『政治のシステム』を構成しているともみなされる。確かにその主著は、市民部に最も多くの紙幅を使っている。しかしそこには「宗教部」、「軍事部」、「属州部」にかかわる章に準じるものや内容も設けている。とはいえ『政治のシステム』は、その他の重要な制度的諸要素である「司法部」、「法律」「立法」部「属州部は市民統治に含む」についても同等な諸章を設定しており、最初の四つの章において総説^③にかかわる原理概念を置いており、制度論としてはより体系的となっていることとなろう。

われわれは早速、『政治のシステム』の各章ごとに政治の制度的な基本概念に沿って検討することとする。

「二」 政治制度原理総論

(一) 統治概念

われわれは、ハリントンにおける政治的著作歴の最後の時期に書かれた、『政治のシステム』を彼の政治制度に関する最も原理的な著作のうちの一つとみなす。この第一章（「統治について」）は、そのうちの総説をなす序論を構成する。ここではハリントンは、自らのあるべき理念的統治概念から説き起す。その第一項の格言提案は、「一国民は、市民統治状態にあるか、或いは内戦状態下のいずれかにある」と説き、さもなければその「いずれにもない」と定める。ここでの基礎概念は、共和制の市民統治であり、それには二つの種類がある。一方は、一国民の「自治的支配」による技術とし、もう一方は、一国民が「他者によって支配」される技術である。この市民統治一般の技術は、国家〔National〕統治によるものか或いはその属州統治によるものに分ける。一国民が独立的なものとして統治されるものであるか、或いはその国家内部において統治されるものである。「属州統治」には、属州が独立的なものとして統治されるか、或いは外国の君主ないし国家によって統治されるものがある。こうした属州統治において、一国民が自分達によっても統治されずかつ他者によっても統治されぬが、自分達を強いる対外的原理の理由によって支配される。

「力〔Force〕には自然的力と非自然的〔人為的〕力」がある。自然的力は信念の活力からなり、自然的に必要な活動の活力からなる。非自然的力は、信念の活力及び自然的に必要な機能力と反対の対外的ないし冒険的なものである。それは、自然の侵害の故に「暴力」と呼ばれる⁽⁴⁾。

国家統治は、自然的力ないし活力の結果である。属州統治は、非自然的力ないし暴力の結果であるという。国家統治を作動させ、かつ生み出す自然的力は、富からなる。自力で生き得ぬ人は、使用人とならねばならぬと説かれる。しかし自力で生き得る人は、自由人であり得る。一国民が自力で生き得ぬ所では統治は、君主制か或いは貴族制のいづれかであろう。「一国民が自力で生き得る所ではその統治は、民主制」であり得る。自力で生き得る人が、なお自らの力なくして生き、かつ他者に依存して生きるが故に、使用人でなければならぬ。しかし自力で生き得る一国民は、自らの力で生きることなく、他者の力で生き得るが、(彼らが使用人でないことを除き、即ち、彼らが民主制となることを除き)、彼らは自らの主人を維持することによって、或いは「自らの主人に頼るその他者をもつ」ことによって、自ら自身を費やさねばならぬ。自力で生き得る一国民は、他者によって統治され得、かつ「その統治者によって生き得ぬことを想像する所では、それは国民の傾向ではなく、国民の誤り」であるという。自力で生き得る一国民が、他者によって生きなければ、他者によって統治されぬ所では、それは「国民の誤り^⑤」であるという。こうして『政治のシステム』は、以下において統治質料「事項」、統治の剥奪、及び統治形相「形式」といった三原理について総論形態で規定することとなる。

(二) 統治質料「事項」(Matter)

まずハリントンは、その総説で統治事項ないし統治質料を措定する。これは、その第二章「統治質料「事項」について」の中で規定される。

「統治質料であるものは、土地であれ財であれお金であれ、財産 [estate] と呼ばれる」ものであると説き起す。

もしその財産 [estate] が土地よりもお金でより多くあれば、その所有者の生活態度 [port] や服装の型 [garb] は、彼の土地よりも彼のお金が使われる。それは私的な人々 [private men] には通常的であるが、諸々の国民 [nations] (彼らの領土よりも彼らの商業によって生きるような者のみを除き) には見出されぬ。そのことのゆえにこうした格言の続きに關してお金ないし財の富の過剰な偏りは全て除かれる。もしその財産が財或いはお金よりも土地において多ければ、(人であれ国家であれ) その所有者の生活態度や服装の型は、たとえ全てでないとしても人の土地に用いられるであろう。人が財産をもつたならば、その人は使用人ないし家族をもち得、結果的にある統治ないし統治者をもち得よう。もし財産をある人がもたなかったならば、その人は財産をもち得なからう。多くの兄弟のうちの長男は、全てないしその家計の残りの者のために必要とするほど、多くのものをもつならば、その長男(その家族の「君主」のような者)であつたであらう。多くの兄弟のうちの長男は、平等な分担所有 [share] しかもたぬか、或いは残りの者をして彼らの生活のためにその長男を必要とさせるほどに不平等でない所では、その家族は「共和国」のようなもの⁽⁶⁾であらう。

三者からなる(国王・貴族・市民)利益当事者に關して土地の分担所有の配分は、平等ないし不平等であるに相違なからう。あたかも一人ないし少数者が土地を半分もち、国民「市民」がもう半分をもつかの如く、平等な土地配分は統治の篡奪を招き、かつ内戦状態をもたらしてしまおう。というのは一方で貴族達は、支配権を主張し得、かつ他方で国民「市民」は自由権を主張し得ることによつて、この国家はそうした問題が決定されるまで、いかなる統治形態にも入らなからう。財産 [property] がいかなる法によつても侵害されず、或いは移動されなければ、いかなるそうした問題も剣のみによる以外に決定しなからう。こうした「三者からなる利益当事者の土地、或いは彼らのうちのい

かなる者における土地全体の分担所有の不平等な配分は、そうした利益当事者達のうちの者の一者を支配的利益当事者とする⁽⁷⁾ということである。

統治全ては利益である。支配的利益はその統治質料ないし基礎を与える。もし一人が土地全体ないし領土全体をもち、或いはその三分の二をもつならば、その一人の利益は支配的利益であり、絶対君主制をもたらそう。もし少数者がその土地ないし領土全体をもち、或いはその三分の二をもつならば、少数者ないし貴族の利益は支配的利益である。もしそこに性質上、こうしたものが存在したならば、純粋な貴族制をもたらそう。その貴族制は純粋な貴族制であるがゆえに、或いは貴族は、自らの均衡を図る仲介者ないし君主なしでの土地ないし領土の全体、ないしその三分の二をもつがゆえに、戦争状態になり、そこでは各人が顕著となり、或いはその可能性をもつようになるがごとく、君主制を待望する。いかなる貴族も一方で均衡を図り、或いはその諸党派が武器をもつて突進することを抑え得るような仲介者ないし君主をもつことなくして和平をなし得、或いは支配し得ないならば、次のようになる。即ち、もし少数者がその土地ないし領土全体、或いはその三分の二をもつならば、支配的利益である貴族の利益は、支配的利益をもち、規制君主制をもたらそう。もしそれが同様に多数者ないし国民にあれば、民主制をとともにもたらそう。「絶対君主制下でも規制君主制下にもない国民」「市民」でなおあり、かつ民主制下にもない国民「市民」は統治の剥奪下⁽⁸⁾にあらう。

われわれは、この統治質料について彼が自らの基本法である農地法統治原理を念頭に論じるとみなす。

(三) 統治の剥奪 (Privation)

本項は、前の文章をうけ、その第三章「統治の剥奪について」を論じる。ハリントンは、「一国民が市民統治状態になく、内戦状態にもない所で、この国民は統治の剥奪状態にある」と説き起こす。彼はこの章において統治状態と対極にあるものを扱おうとする。更にハリントンは、その統治の剥奪の定義に向かう。それは、周知のアリストテレスによる政体の腐敗形態と類似する。「一人がその土地ないし領土ももたず、或いは三分の二以上ももたぬが、権力全体を自らのものにする所では、その国民は統治の剥奪状態にある。この剥奪状態は僭主制」と呼ばれるという。少数者が自国の土地ないし領土全体も、三分の二ももたぬが、この権力を凶々しくも我がものとする所で、その国民は統治の剥奪状態にあると説かれる。次に多数者にかかわるアナキー論に移る。「多数者ないし国民が土地全体ないし領土全体も、三分の二ももたぬ所で、その権力全体を我がものとする所において、その国民は統治の剥奪」状態にあり、それはアナキーと呼ばれるという。ハリントンはその政体論に沿って論を続け、次のように規定する。「僭主制、寡頭制、及びアナキーが統治の真理に達し得るような十分な分け前をその土地ないし領土全体においてもたないにもかかわらず、軍隊を維持し得るような土地の分有をもつ所において、その国民「市民」は統治の剥奪」状態にあり、それは、「内戦状態」にあるという。「僭主制、寡頭制、及びアナキーが軍隊を維持し得るほどの土地の分担所有をもたぬところにおいてその権力全体を我がものとする所で、その国民「市民」はその統治の剥奪」状態にあり、その剥奪状態は、当然、市民統治にも内戦状態にもないと説かれる。こうした状態において「僭主制、寡頭制、ないしアナキーもいかなる自然的力によつても存続」することはできない。その理由は、いかなる「自然的基礎も欠き、いかなる軍隊の力も欠く」が故である。それは軍隊では維持できないからである。ハリントンはここでも

常識的な軍の視点からそれをみており、かつ極端なその論をとっていない。彼は、この統治の剥奪概念について次のように締めくくる。そうした腐敗形式の政体は「その基礎の欠如を通じてそれ自体なくなる」に違いないであろうと⁹⁾ハリントンは、こうしてその剥奪において秩序立った統治質料ないし秩序はその準備が整っており、かつ「正しい上部構造ないし形相「形式」」以外に同じものの完全の極致には何も欠かぬ¹⁰⁾として次の章に入る。従ってこの章は、統治のマイナス的局面ないし理念的統治概念との対比を扱うものである。

(四) 統治形相「形式」(Form)

本項は、その『政治のシステム』の第四章「統治形相「形式」について」を検討する。まず「被造物ないし物事に存在、活動及び名称を与えるもの」は、その形相にあると説き起こされる。ここにおける如く、ハリントンは、形相ないし形式という哲学的概念によって自らの政治理論を明確化しようと努め始める。彼は、「人の形相が神の姿形「image」である如く、統治形相は人間の姿形である」としてプラトン主義的な形而上学的概念を使用する。さらに彼は、人間は、「感覺的被造物にして哲学的な」被造物であると説く。人の感覺は「食欲のみのもの」で導かれるという。さらに哲学が「神の事柄と人間の事柄の知識」であると規定する。「暴力から自らを保全しかつ自衛する」ことは、人間にとつても自然的であるという。刺激ないし神の崇拜に自然的事柄の予見に上昇させることは、「人間が哲学的被造物である如く、人間には自然的」であると説かれる¹¹⁾。

ここからハリントンは、哲学と政治制度とを融合させようとする。「統治の形成は、哲学的被造物の姿形に因んだ政治的被造物の創造「creation」であるか、或いはそれは人間の魂ないし能力からなる多数者機関」へと融合すると

いう。人間の魂ないし能力が「情念の余地なく精緻化され或いはそれがなされればなされます統治の形相」は、完全となると説かれる。一人ないし幾人かの人々によって精緻化される精神は、統治形相「形式」であるが、その「形相は一国民の精緻化された精神」であるという。ハリントンは「真にして完全な人間の魂は、合理的である如く、いかなる点からも宗教的であるのは必然」であると規定する。彼は、現代における合理的選択論の制度の基本要素である私益的性質を想起させるごとく、「統治機関はそれ自体、感覺的被造物からなるように全く保全的にして防衛的」であるという。ハリントンはこうした感覺的な被造物的側面に論及しつつ、「魂に駆り立てられず、或いは導かれぬ一国民の機関は、苦痛や悲惨の中で生ける」ものであると説く。さらに彼は、それを統治へと止揚しようとする。「統治の理性によって導かれぬ一国民の機関」は、一つの群れにすぎぬ。統治政体の宗教に導かれぬ国民機関は、それ自体で静穏ではなく、不満を含む統治の「喪失」状態である。「統治政体の指導によって規律されぬ国民機関」は、国防軍それ自体などでなく「無秩序な群衆」であるという。統治政体の法に方向づけられぬ国民機関は、いかなる「正しいルール」ももたなからうと説かれる¹²。

従ってハリントンは、「統治形相」は、人間の魂の予見において魂に一致して次のような五部から「必然的」になると規定する。それらは、(a) 市民部(国民「市民」の理性からなる)、(b) 宗教部(国民「市民」の安らぎ)、(c) 軍事部(国民「市民」の司令官〈captain〉)、(d) 法律部(国民「市民」の権利)、(e) 司法部(国民「市民」の不法行為の応報)¹³からなる。

ハリントンのよれば、統治形相「形式」の諸部門は、「一つの家における義務」であり、「統治形相の「憲法上の」法[orders]」は一つの家ないし家族の法であると説明される。ゆえに「適切な法」は、悪しき人々を矯正し、「悪し

き法は、よき人々を悪くせしめる¹⁴⁾と説明し、彼特有な法制度への強い信頼感が示される。

ハリントンは、この統治形相章を次の二つの格言「提案」方式によって結ぶ。第一に、「統治精神の方式の「憲法上の」法 [orders] は、その機関の性質或いは土地ないし領土配分、そしてそこから生じる利益に従う」。ここでは法と経済的土地財産の所有との関係の重要性を確認する。第二に、「恣意的君主制の利益は、君主の絶対性にあり、規制君主制は、貴族の重要性にある」という。ここではハリントン流の二つの君主制論を確認する。さらに彼が選好する民主制統治概念においてその利益は、「国民の適切さ」にあり、民主制において「国民は、国民の使用のため¹⁵⁾にあり、君主制の国民は、統治（一人の主人ないしそれ以上の者）の使用のためにある」が故であると説く。

ハリントンは、この統治形相ないし形式について法と土地所有との関係を基本として、前記の三統治政体に沿って論を展開する。

「二」 政治制度原理各論「五つの統治部門」

(一) 市民部形相「形式」

本政治制度原理各論項は、前項で示された五つの統治部門から構成する。この第一は、その第五章「市民部形相について」において規定される。その冒頭の格言は、「最もうまく書いている生誕に関する自然主義者達は、物事全てが卵から生まれ、かつ高位高官の誇りが鶏のそれにおいて観察した如く、主眼（或いは第一動因）は、各卵に存在することを観察する。この機能から他の諸機関ないし適切な成員が一つの有機的機関へと輪郭が示され識別されかつ作用される」という。これは、生命や物事の誕生の卵の由来に関するものである。彼は、これを統治事項にあてはめよう

とする。ハリントンは、「統治なしの、或いは形式の剥奪に陥る国家」[nation]は、雛が孵らぬ卵の如く」であり、主眼（即ち、前者の腐敗から継続形式の誕生への第一動因）は、唯一の立法者ないし評議会かのいずれかであるという。「立法の」技術（art）ないし知識に従って進める唯一の立法者は、統治をその部分全体と同時に完全に生み出すと説かれる。しかし評議会（技術によるのではなく、新しい事例において国民にとって必要ないし適格的であるものによるのではなく、もはやそれが適合し得ぬ理由でどんなに平易になされようとも、彼らが慣習的であったもの、或いは彼らがなお古き慣習にあこがれ、国民の傾向「genius」と呼ぶものに従って進める）は、「継ぎ接ぎ細工にして、そうされぬものの諸段階」であると説かれる。即ち、彼らによって完全にほとんど或いは決して何ももたらさぬが、もつとも高貴な非難的企図を委ねることによって一般に没落させる。「立法者達は生存中に死に、たとえ最大の不名誉に陥ってしまうとき、彼らの記憶になくとも、最大の悲惨にさらされてしまう」。こうした意味でハリントンは、マキャヴェッリ流にリユクルゴスの優れた創造力と指導力をもつ人物における重要性を確認することとなる。もし主眼（即ち、その形態における第一動因）が唯一の立法者であるならば、彼の手続きは、「自然に従うばかりでなく、「立法の」技術にも従いかつより特定の「憲法上の」法制度（orders）ないし成員描写」によって開始するという。統治形式に関する特定機関や成員の詳述は、ひとたび全てのものによって述べられれば、「適切な区域への領土区分であり、かつ導入されるその形相」[形式]の性質ないし真理によって彼らの職務や機能に対するそれらの形成¹⁶であると規定する。

かくしてこうしたものを前提としてハリントンによれば、その完遂された統治形相の市民部は、次の三つの統治政体に沿ってそれぞれの格言「提案」において要約されるという。即ち、規制君主制（その統治形相「形式」の市民部において）は、公国ないし唯一の君主と同様に従属する、特定の統治者達の下での属州からなり、かつ討議権と提案権を

もち、その評議会(ないし閣議 [divan]) 及び彼自身に全体的にして彼自身のみ結果を与えるものである。絶対君主制(その統治形式の市民部について)は、次のような特定の貴族ないし統治官下の特定の公国や県[州]からなる。即ち、そうした公国や県[州]は、もし正しく構成されれば、国王とその下の貴族に従属する、或いは国王の同意なしには何もなし得ぬ、議会 [parliament] で集められた国王と彼の諸身分の同様に従属する。民主制(その統治形相「形式」の市民部について)は、もし正しく構成されれば、次のようなものからなる。即ち、年次選挙で三分の一の変え得る特定の統治官(公職保持者)達、議会 [courts] ないし評議会 [councils] からなる統治下にあり、かつ三百人を超えぬ元老院「上院」議員からなる元老院、及び千人の代表を下回らぬ民会「代議院」に従う、特定の諸部族「州」からなる。これらの各々は、部族「州」における毎年の選挙で三分の一を定期的に変えることができ、元老院「上院」はその討議権をもち、民会「代議院」は、共和国全体の結果「決議権」をもつ¹⁷⁾。従って両院の議員任期はそれぞれ三年任期である。

ハリントンは、こうして市民部形式について絶対君主制、規制君主制及び民主制政体における統治機構の対比を通じて、かつ基本要素によってその原理を措定する。

(二) 宗教部形相「形式」

われわれは、前項までにその政治制度原理の主要部について論及してきた。とはいえ残りのものが軽いというわけではない。ハリントンの政治制度は、まさに体系的に統治を考えるが故に、たとえこれは、その軽重があらうとも軽視し得ぬ。われわれは、引き続き彼が同じように、宗教部形態について一章を設けているため、そのように示す。そ

の第六章は、前節の格言を引き継ぎ、良心の自由事項について設定される。

「宗教部形相〔形式〕は、その部族〔州〕全体ないし一部において良心の自由を認めるか、或いは認めぬかのいずれかである」と説き起こす。この良心の自由は、所謂「議会派」にとつてイギリス革命当時における最も重要な主張のうちの一つであるとされる。ハリントンはここにおいてまずそのことから説き起こす。これをうけて彼は、「完全な良心の自由ないしその良心の自由全体は、人が自らの良心の命令に従つて、国家〔state〕において自らの公職ないし雇用に支障なく自らの自由な宗教の行使をなし得る」ところにあると規定する。彼は、たとえ徹底した清教徒でないとしても、こうした意味で、清教徒革命的当事者の背景も共有する。しかし彼は、「市民宗教」的立場に立脚するが故に、国教の存在も国家が認める限りで承認することとなる。これは「もしそれが国教でなければ、人はかくすることによつて国家の公職ないし雇用を得ることができなからう」と説く。それを彼は敷衍して、「その宗教形相〔形式〕は、国教であることのみを除き、他のいかなる宗教の自由な行為も認めぬ所ではいかなる良心の自由もない」という。良心の自由を主張する手段をもつ人々は、「市民的自由を主張する手段をもち、かつもしそうした人々がその良心において抑圧されれば」そのように主張すると説かれる。従つてハリントンはその社会経済的側面にそつて、「土地財産に或いは文民〔文官〕の雇用ないし軍雇用に加わる人々は、良心の自由を主張する手段をもつ」と規定するに至る。

かくして完遂される統治形相〔形式〕の宗教部は、次の三つの格言〔提案〕において要約される。絶対君主制（この形式の宗教部において）は、階序制的聖職者及び君主のみ並びに次のような彼の聖職者によつて解釈可能なコーラン「イスラム教の聖典」（或いは聖書の範囲に入る書）からなる。即ち、それらは、良心の自由を雇用に与ええぬ彼らに快

く認めるものである。規制君主制(この形式の宗教部において)は、貴族制的階序制、祈祷書、及び次のような聖書(或いは信仰ルールのために受け入れられたようなある書)からなる。即ち、たんなる必要を除き、良心の自由を認めぬ、聖職者によつてのみ解釈できる。民主制(この形式の宗教部において)は、民主制的聖職者、国教のための、礼拝規則書をもつ聖書(或いは神が認めた他の書)、並びに国教と良心の自由の両方の同等な維持のための評議会からなる。

ハリントンは、ここでもその三統治政体形式に従つて、かつその基本的構成要素によつてその「市民宗教」的宗教部を整理する。

(三) 軍事部形相「形式」

本項「軍事部形相」については、ハリントンの憲法モデルでも示される如く、大抵の市民が兵士的名称で説明されている。これは、彼が民主制を選好する根拠であり、それがハリントンの根本的な軍に関する民兵哲学である。それは、特にA・シドニーと同様にイギリスの共和主義の特徴でもある。われわれは、こうした立場から彼の『政治のシステム』の第七章「軍事部形相「形式」について」を概括する。

彼は、この第二の格言で「剣によつて生きる方法はきわめて多い如く、民兵を組織する方法もきわめて多様である」と規定する。周知のごとくこれは、古代ギリシャ・ローマの武装歩兵的民主制からその精神を引き継ぐものとみなす。そうした意味でここからハリントンの『オシアナ』の理想がユートピアと称される理由とかわる。ハリントンはその理念を財産とも関係づける。もしその国民「市民」が彼らの自由と生活防衛のために、領土全体の一地主でもそれ以上の者でもない所で、その護衛について或いは武装して自らの交替によつてなすならば、それは民主制の剣

であるという。そこには第四の民兵があり、或いは財産をもった兵士であり、剣によってより直接的に生きる人々からなる、傭兵隊がいると説かれる。

その章が示す如く、かくして「完遂される」「軍事部」統治形式は、次の三つの格言「提案」によって要約」される。即ち、歩兵隊がいる規制君主制において必ずしも傭兵隊が存在するものではない。ここでは国民「市民」は寛容的に立派に生きる。歩兵隊がない、貴族全体は、膨大な騎兵隊である規制君主制において傭兵隊が存在せねばならず、かつその国民「市民」は、農奴ないし奴隷である。傭兵隊（及び君主、或いは彼の貴族全体の土地に植民された歩兵隊ないし騎兵隊なしで）によつてのみ存続する君主制（絶対君主制であれ規制君主制であれ）のような性質のものは存在しないという。

ハリントンはこうして、その広範にわたる軍事部形式原理を前記の統治政体との対比を通じて、かつ軍隊の民兵、歩兵、騎兵、傭兵といった基本的要素によつて規定する。

(四) 法律 [Legal] 部形相 [形式]

ハリントンは特に『オシアナ』で法律「立法」部について章を設定していないが、われわれは、その法律部が国民「市民」の権利「ないし価値や規範」とみなすものであり、次の司法と密接にかかわるものとしており、重要な原理として示しているが故に、その第八章「法律部形相 [形式] について」を総括する。これは「もし正義 [justices] の利益が統治政体益と無関係であれば、その統治益はその正義となろう」と説き起こす。衡平或いは正義を望むものであれば、もし人が自身の訴訟で判断し或いは判決するならば、その人は自らの利益で判断すると説く。さらに彼は、

「いかなる上位者にも害のない各統治は、自らにおける訴訟で判決する」という。従ってハリントンは「各統治における究極的な結果がその統治における法 [Law] である」と結論づける。

この章は、かくして完遂される「法律 (立法) 部」統治形式が、次の三つの格言「提案」によって要約される。即ち、絶対君主制 (この形式の法律部について) は、それが神と国王と聖職者に解釈権を渡し、或いは与えていると主張するような法からなる。貴族制 (その形式の法律部について) は、貴族が選択し、或いは選択しているような法からなり、或いは彼らがその貴族によって、或いは国王とその貴族によって一致される事を条件に、国民「市民」が選択し、或いは選択しているような法からなる。民主制 (その形式の法律部) は、民会 (彼らの評議会ないし元老院の助言によって選択し、或いは選択しているような) 法からなるという。

ハリントンはこの法律部形式章において次の司法部形式と併せて、その三統治政体概念を通じて整理しようと試みる。

(五) 司法部形相「形式」

本項「司法部形相」は、ハリントンにおいて重要な政治制度原理にかかわる。しかし彼は、その主著において特別な章を設定していない。彼は、『政治のシステム』では第九章「司法部形相「形式」について」として設けている。

彼は司法部形相「形式」が不法行為の応報機関であるといった。これは、前章の法律「立法」部形式と対をなすことみなすならば納得がいく。まず彼は、「法の多様性が畏の多様性であるが故に、統治の腐敗をもたらす」と説き起す。さらに「法の欠乏は裁判所ないし司法部の自由裁量権」を必要とするという。法の「自由裁量権」には三つあり、第一に、主権権力に属する「法の形成、法の変更、法の廃止ないし法解釈」にあり、第二に、「相互に異なる当事者

達の間の訴訟に法を適用するものであり」、第二に「そうした相互に異なる当事者達の間の訴訟で法を仲裁するものに」あると規定する。結局のところ彼は、次のように自らの規定を述べる。即ち、その自由裁量権は、「全体的国民益を進めることによつて正しい司法部」を形成し、それによつて形成されている「司法部全てと法は、その裁量権解釈を認め、彼ら自体からその裁量権への訴え」を認める。最小の裁量権しか裁判官ないし司法部に委ねぬ法は、「最も完全な法」であるという。従つて「最小にして最も平明で、かつ最も手短な法」は、裁判官ないし司法部の「最少の自由裁量にしか委ねない」が故に、そうした法は、国民にとつての光明であるため、「最も腐敗的でない統治」を形成すると説かれる。これは、政治的執行者達の腐敗防止の目的がヴェネツィア共和国の公職輪番制にあつたことと関連する。

本章は、かくして完遂される「司法部」統治形式が、次の三つの格言「提案」に要約される。即ち、絶対君主制（この形態の司法部について）は、いかなる陪審も認めぬが、都市におけるカディ「cadi」ないし裁判官、或いは一つの属州における最高裁判官「cadaliskar」ないし裁判官への上訴をもつ（ハリントンが郡においていく如く）ような類を認める。そうした裁判官からも司法官僚へ法学者「*mufti*」（彼は皇帝ないし君主に深く忠誠を果たす）への上訴がある。（この形式の司法部について）貴族制ないし貴族制的君主制は、陪審を認める（それが法廷のみであれば）し、貴族院による上訴によつて、委任ないし通常の裁判官の如き類からなる、或いは次のようなパリの高等法院の如き裁判所「*court*」からなるその高等法院は、ヒュー「ユージュ」・カペーの治世における制度であり、主権的君主制のものであつた。民主制（その形態の司法部について）は、各部族「州」における裁判官席の陪審のような類からなる。そうしたものは、三〇人ないしその部族「州」市民（*the people*）によつて三分の一以上を毎年選出し得る者からなり、元老院「上院」

ないし民会〔代議院〕から或いは両院から三分の一を毎年選出し得る憲法のようなものをもつ首都に居を構える司法部へとそこからの上訴による。それからも国民(即ち、民会)への上訴がある。⁽²⁵⁾

ハリントンによる司法部形式章は、彼の主著に整理されていないものを規定し、『政治のシステム』の明確な説明を示す。これも彼の三統治政体概念によつて述べられる。

〔三〕 政治制度原理の結び (統治管理 [Administration] なし) 国家理性 [Reason of State]

われわれは、この政治制度原理の最後の項に達している。本項は、ハリントンがある意味で「例えば、個人の権利の主張と全体ないし公共の利益との関連で」立憲主義と緊張関係にある「国家理性」を論題とする。それは、この最後の第一〇章「統治管理ないし国家理性について」で論じられる。確かに彼は、自らの立憲主義的立場からこれと取り組む。まず彼は、この『政治のシステム』における基礎的概念に戻つて説き起こそうとする。即ち「船舶ないし家〔house〕の質料及び形式が異なり、船舶と家及び存在理由が全て異なる如く、国家事項及び国家統治、並びにその統治と形相が異なり、かつ統治管理(適切にして本当に国家理性である)が異なる」と規定する。次に彼は、それをカード・ゲームにたとえて説明しようとする。「それに興じる人々は、カードを公平(或いは不公平)に扱い得ぬ」。しかしカードを公平に或いは不公平に「扱い得る人々」は、カードに興じ得ぬ⁽²⁶⁾という。こうして彼は、行為者と評価者との相違を明確にしようとする。

かくしてハリントンは、こうした国家理性における実践者対評価者の問題を踏まえ、客観性とその有効性の視点から「フェアプレー(公明な行動)」を国家理性「ないし国家の合理性」とみなそうとする。彼によれば、国家理性は、

家族において「主要な好機会」と呼ばれ、王国ないし共和国においてもそう呼ばれるものであると説く。ある家族の主人が自らの古き家系内に自らを保つか、或いは自らの家系を増大するかのいずれかにあり、少なくとも自らのプレーが公正である場合（自らの能力或いはよき幸運ないし法について）に、「主要な好機会」に大いに期待するという。「二国民」が自らの勤勉で、或いは自らの主人の浪費でのいずれかで「自由を得る」場合、「少数者」が自らの勤勉で或いはその民衆の愚ないし怠惰で、「財産を食い尽くしかつ自らその主人となす」場合、「ある貴族」が自らの力なし有徳によつて、或いは自らの必要、知恵、或いは愚によつて「その残りの貴族よりも優れることができる」場合に、このこと全ては「フェアプレーにして公正」²⁷となつただらうと想定する。

ハリントンによれば、国家理性がこうした公明な行動であるとすれば、「対外的なそれと国内的」なものに分類し得るといふ。前者は、人々が外国君主や国家に近付き得、或いは少なくとも近づき得ぬ方法で、そうしたものと「均衡を図り得る」と規定する。後者は、「国家の基礎及び上部構造に従う統治管理」（篡奪されていない）である「それらが適切な場合に」。彼はここから国家理性を統治政体とかかわらせようとする。「正しく基礎づけられ秩序づけられる」民主制での国家理性は、対内関係であれ対外関係であれ極めて緊急措置的な事項であるといふ。その前者の関係でよき民主制は、最も偉大な君主のうちの一人ないしそれらの三人の君主を重視することによつてその随意で海外において容易に均衡を与えるためであると説かれる。後者の関係でよき民主制は、君主制国家とならぬように、権力の蓄積を妨げると別な目的を構成しないためである²⁸といふ。

ハリントンは、この国家理性について民主制に引き付け以下のように論じる。「その基礎において正しくない民主制でも海外で繁栄でき」、そうした民主制となり得る。しかしそれは、「国内で活気をなくす」であろうし、或いは次

のような「二つの国家」「の階級」「理性」をもつこととなるうという。即ち、その一方は「貴族階級の理性」であり、それは民衆に威圧的なものである。もう一方は「民衆」「市民」的階級の「理性」であり、平等へと彼らをもたらしものであると説かれる。彼によれば、そうした二つは相容れぬものである。彼は、ローマで起こった如き事例によって、まず「論争で次に陰謀によって、遂に公然たる暴力をもたらした」ものであり、従つて共和制の崩壊をもたらしまで相互に抗して行使してしまうこととなる⁽²⁹⁾という。ハリントンは、この対立を避けることが自らの理想的共和制の重要な要件のうちの一つとしている。

さらに彼は「本当の基礎から統治が適切な上部構造ないし形式へと上昇する所で国家理性は、正しく直截的である。しかし人が気に入るとき、われわれの政治家に平和を与えるが、その家がしくじるとき、その支柱はまっすぐには立たな⁽³⁰⁾かろう」と想定する。そうしてハリントンは、自らの政治制度の原理論を結び始める。

ハリントンは、統治の篡奪やその腐敗などを最も望ましくないものとみなし、次のようにこの『政治のシステム』を締めくくる。即ち、「統治の腐敗は、人体の病がヒッポクラテスに通じており、かつ読み取られ理解され、かつ検討される如く、マキャヴェッリによって検討される」。この両者は、病気を人体に導入しておらず、彼らの時代以前にあった、統治へと腐敗を導入していないという。「それは彼らを見つけ出すだけであることから判断して、彼らがなしている限り、その病の増加へと向かうのではなく、治癒へと向かうことを認めるに相違ない。これがこうした二人の作者の真理なのである⁽³¹⁾」と。かくしてハリントンは、国家の重要な問題が存在するが、二人の偉人による病の治癒術によって問題解決の手がかりにその希望を託するに到ったのである。

- (1) J. Toland, ed., *op.cit.*, 1737, p.xxxi; C. Blitzer, ed., *Political Writings of James Harrington*, 1955, p.3.
- (2) J. Pocock, ed., *op.cit.*, 1977, p.xxi.
- (3) J. Pocock, ed., *op.cit.*, 1977, pp.834-854.
- (4) *Ibid.*, p.834.
- (5) *Ibid.*, pp.834-5.
- (6) *Ibid.*, p.835.
- (7) *Ibid.*, pp.835-6.
- (8) *Ibid.*, p.836.
- (9) *Ibid.*, pp.836-7.
- (10) *Ibid.*, p.837.
- (11) *Ibid.*, p.637.
- (12) *Ibid.*, p.838.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*
- (15) *Ibid.*, p.839.
- (16) *Ibid.*, pp.839-840.
- (17) *Ibid.*, p.844.
- (18) *Ibid.*, p.844.
- (19) *Ibid.*
- (20) *Ibid.*, p.846.
- (21) T.G. West, ed., *Discourses Concerning Government*, by A. Sidney, 1990; J. Pocock, ed., 1977, *ibid.*, p.847.

- (22) *Ibid.*, p.847.
- (23) *Ibid.*, p.848.
- (24) *Ibid.*, p.849.
- (25) *Ibid.*, pp.849-850 (オスマントルコ帝国期の制度については、以下の文献を参照した。C. Imber, *The Ottoman Empire*, 2002; 林佳代子『オスマントルコ帝国の五百年』、二〇〇八年ほか)。
- (26) *Ibid.*, pp.850-851.
- (27) *Ibid.*
- (28) *Ibid.*, pp.851-2.
- (29) *Ibid.*, pp.851-2.
- (30) *Ibid.*, p.853.
- (31) *Ibid.*
- (32) *Ibid.*, p.854.

第四節 結論

われわれは、ハリントンの政治制度原理の全体像を捉えるために、彼の最も後期の著作歴に属する『政治のシステム』を素材として、これを検討することを目的とするものであった。われわれは、『政治のシステム』が政治制度原理について、本論を通じて主著よりも体系的にして明晰であると示してきた。従って本節は、それが前述の如く比較的容易な論述にして抽象性も備えているため、ここではそれに従っているが故に、若干これを補い、かつ確認する必

要件がある。

第一節（「序論」）においてハリントンのユートピア思想の二面性について言及した。それは、イギリスの理想国家構想であるという意味でユートピア思想の範疇に入れられている。さらにこれは、ポーコックの語法では「実現不可能性」（ないし幻想性）という意味でもそれが使われているものである^①。他方でこのポーコックも述べている如く、これは実際的なし現実論に論証可能であるなどの側面も評価されている^②。われわれは、これがその実際性に関して評価に値する側面から出発した。これは、レヴェラーズらが市民的自由や市民の権利の主張に執着し過ぎるがゆえに、悪しき意味も含む空想的憲法論のそれを批判するハリントンの著述によって確認した。

第二節においてわれわれは、彼の最も後期のうちの著作である『政治のシステム』の二年前に書かれ、かつそれと同じ「政治」を主題とし、格言的提案形式をとる『政治の格言』を概括してきた。それは、前著と形式上同じ方式を採用するが故に、政治制度原理論を含むものであるとして論及した。これは、たとえ表現において異なるとしても、本質的に『オシアナ』の平等にして秩序立った共和国論に沿うものであった。

第三節では、われわれは、『政治のシステム』という政治制度原理を主題としており、彼のそれについて最も整理された形式ないし抽象化された内容を採用しているものの総括を行った。それは、この主題について哲学的にして論理的であり、彼の政治制度哲学の集大成的性格を併せもつ特徴を構成し、彼の主著を補っている。特にその最終章は、「統治管理ないし国家理性」といった、マキャヴェッリの『君主論』にかかわる表題をつけ、それについて国治術的視点に立って論じてもいる。これは、ハリントンの立憲主義的憲法構想にその国家理性（国家の合理性）論によって緊張感を加える。従って彼は、「フェアプレー（公明な行動）」を国家理性とみなすが故に、マキャヴェッリによる統

治の剥奪などの問題に対する真摯な解決術にその希望を託している。この章は、ハリントンがその『政治のシステム』において最もオリジナルなものを構成する部分である。

- (1) 例えば、ポークックによれば、旧約聖書などによるものも「非実現可能性」という視点では「ユートピア的」というものも含むことになる。J. Pocock, ed., *op. cit.*, pp. xviii-xxii, etc.
- (2) *Ibid.*, T.R.W. Kubik, *op. cit.*, pp. 187-9, etc.